

令和7年度
石川森林管理署庁舎清掃等業務

閱 覧 図 書

添付書類

- 1 入札説明書
- 2 入札者注意書
- 3 契約書（案）
- 4 仕様書
- 5 業務実績書
- 6 入札書外

石川森林管理署

(物品・役務)

入札説明書

この入札説明書は、会計法（昭和22年法律第35号）、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号。以下「特例政令」という。）、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令（昭和55年大蔵省令第45号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）、その他の法令に定めるもののほか、当発注機関の契約に関し、一般競争又は指名競争に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し且つ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 入札及び開札

- (1) 入札参加者は、入札公告、入札公示及び指名の通知（以下「入札公告等」という。）、本書記載事項、入札者注意書、仕様書、図面、契約書案、その他添付書類等を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において、入札公告等、本書記載事項、入札者注意書、仕様書、図面、契約書案、その他添付書類等について疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることができる。

但し、入札後仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- (2) 入札参加者は、当発注機関が定めた入札書を直接提出しなければならない。電話、電報、ファクシミリ、その他の方法による入札は認めない。

但し、入札公告等に当発注機関において認められていることが記載されているとき又は特例政令第2条に定める調達契約を行うときは、郵便（書留郵便に限る。）により提出することができる。

また、電子調達システムによる入札参加者は、同システムにおいて入札書を作成するものとする。

- (3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとする。

また、入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。

- (4) 入札参加者は入札書を作成し、入札公告等に示した日時に入札しなければならない。
- (5) 入札参加者が、代理人によって入札する場合には、入札前に代理人の資格を示す委任状を入札担当職員に提出するものとし、入札書には入札参加者の住所、氏名及び名称又は商号を記入のうえ、代理人氏名を記名しておかななければならない。

- (6) 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。

- (7) 入札書は、直接に提出する場合は封書に入れ密封し且つその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「何月何日開札、（調達案件名）の入札書在中」と朱書し、郵便により提出する場合は二重封筒とし、入札書を中封筒に入れて密封の上、当該中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を朱書し、外封筒の封皮には「何月何日開札、

調達案件名)の入札書在中」と朱書しなければならない。

- (8) 入札書の入札金額の訂正は認めない。
- (9) 入札参加者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (10) 入札参加者は、独占禁止法等に抵触する行為を行ってはならない。
- (11) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (12) 入札参加者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (13) 契約担当官等（会計法第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）は、入札参加者が連合し又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができないと認めたときは、当該入札参加者を入札に参加させず又は当該入札を延期し若しくはこれを取りやめることができる。
- (14) 入札参加者の入札金額は、調達製品の本体価格のほか、輸送費、保険料、関税等納入場所渡しに要する一切の諸経費を含め入札金額を見積もるものとする。
- (15) 入札参加者は、請負代金又は物品代金の前金払いの有無、前金払いの割合又は金額、部分払いの有無、支払回数等を十分考慮して入札金額を見積もるものとする。
- (16) 開札の日時及び開札の場所は、入札公告等のおり。
- (17) 開札は、入札参加者を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札参加者が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行うものとする。
- (18) 入札場には、入札参加者、入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び(17)の立会い職員以外の者は入場することができない。
- (19) 入札参加者は、入札時刻後においては、入札場に入場することができない。
- (20) 開札をした場合において、入札参加者の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札をすることがある。この場合においては引続き又は入札執行者が定める日時において入札をする。再度の入札には無効の入札をした者は参加することができない。
- (21) 入札執行回数は原則2回までとするが、入札執行者の判断により追加の入札を行う場合でも3回を限度とする。
- (22) 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

2 入札の辞退

- (1) 指名を受けた者は、入札書を提出するまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- (2) 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

但し、電子調達システムによる入札参加者が入札を辞退するときは、入札辞退届を同システムにおいて提出する。

ア 入札執行前にあっては、入札辞退届を契約担当官等に直接持参し又は郵送（入札日の前

日までに到達するものに限る。)して行う。

イ 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札担当職員に直接提出して行う。

- (3) 指名を受けた者で、入札を辞退したときは、これを理由として以後の指名等に不利益な取扱いを受けるものではない。

3 入札の無効

入札書で次の各号のいずれかに該当するものは、これを無効とする。

- (1) 入札公告等に示した競争に参加する資格を有しない者のした入札書
- (2) 指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書
- (3) 入札金額、入札物件名、入札物件番号を付した場合にあつては入札物件番号の記載のない入札書
- (4) 入札参加者の記名を欠く入札書
または、委任状又は委任権限を証明した書類を提出している場合は、入札参加者及び代理人の記名を欠く入札書
- (5) 委任状を持参しない代理人のした入札書
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
- (7) 入札金額の記載を訂正した入札書
- (8) 入札時刻に遅れてした入札又は郵便入札の場合に、定められた日時までに指定された場所に到達しなかった入札書
- (9) 入札書に添付して内訳書を提出することが求められている場合にあつては、未提出である者又は提出された内訳書に不備があると認められる者のした入札書
- (10) 明らかに連合によると認められる入札書
- (11) 同一事項の入札について、入札参加者又はその代理人が2通以上なした入札書
- (12) 入札保証金（その納付に代え予決令第78条に基づき提供される担保を含む。以下同じ。）の納付が必要な場合において、同保証金の納付がないか又はその納付金額が不足しているとき。
- (13) 国を被保険者とする入札保証保険契約の締結により入札保証金が免除される場合において、当該入札保証保険証券の提出がないか又はその保険金額が不足しているとき。
- (14) 入札保証金又は入札保証保険証券が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
- (15) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。
- (16) その他入札に関する条件に違反した入札。

4 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者（総合評価落札方式による一般競争入札の場合にあつては、総合評価点が最高であった者）を落札者とする。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者（総合評価落札方式による一般競争入札の場合にあっては、総合評価点が最高であった者）が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- 但し、電子調達システムにより入札がある場合は、電子調達システムの電子くじにより落札者を定めることができる。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、当該入札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (4) 契約担当官等は、予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約について、落札者となるべき者の入札価格によっては、入札を保留し、調査の結果、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするところがある。
- 上記の当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある入札又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある入札を行った者は、当発注機関の調査（事情聴取）に協力すべきものとする。
- (5) 落札者が契約担当官等の定める期日までに契約書の取りかわしをしないときは、当該落札者を契約の相手方としないことがある。この場合、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額（入札書に記載した金額の100分の110に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収するものとする。

5 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し、落札者が決定したときは、落札者として決定した日から遅滞なく契約担当官等が定める期日までとする（定めのない場合は、7日を目安とする。なお、落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、その事情に応じて期間を考慮するものとする。）契約書の取りかわしをするものとする。
- (2) 契約書を作成する場合において、落札者が隔地にあるときは、契約担当官等から交付された契約書の案に記名押印の上契約担当官等へ送付し、契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。
- (3) 契約担当官等は、落札者が(1)に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、当該落札者を契約の相手方としないことがある。
- (4) (2)の場合において契約担当官等が記名して押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方（落札者）に送付するものとする。
- (5) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。
- (6) 契約担当官等が落札者とともに契約書に記名して押印しなければ本契約は確定しない

ものとする。

6 その他必要な事項

- (1) 入札参加者又は落札者が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者又は当該落札者が負担するものとする。
- (2) 本件調達に関しての照会先は、入札公告等に示した契約条項を示す場所及び入札説明書を交付する場所と同じとする。
- (3) 消費税率については、引渡し時点における消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の施行内容によることとし、必要に応じて、引渡し時点における消費税率を適用して契約を変更するなどの対応を行うこととする。
- (4) 入札参加者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

(物品・役務)

入札者注意書

入札者（代理人を含む。以下同じ。）は、入札公告、契約書案、入札説明書、本書記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知の上、入札して下さい。

- 1 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）その他の入札に係る法令に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- 4 入札書は所定の用紙を使用し、入札物件番号毎に別葉とすること。
但し、電子調達システムによる入札参加者は、同システムにおいて入札書を作成すること。
- 5 入札金額は、入札物件番号毎に総額を記載することとし、入札書には、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。
但し、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額（契約金額）とする。
- 6 入札者は、入札書提出前に入札参加資格者である証明書を提示すること。
- 7 本人以外の代理人が入札するときは、入札前に予め委任状又は委任権限を証明した書類を提出すること。
また、入札書には代理人の記名を必ず行うこと。
- 8 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
- 9 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。
 - (1) 入札公告等に示した競争に参加する資格を有しない者のした入札書
 - (2) 指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書
 - (3) 入札金額、入札物件名、入札物件番号を付した場合にあっては入札物件番号の記載のない入札書。
 - (4) 入札者の記名を欠く入札書。または、委任状又は委任権限を証明した書類を提出している場合は、入札者及び代理人の記名を欠く入札書。
 - (5) 委任状を持参しない代理人のした入札書
 - (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書

- (7) 入札金額の記載を訂正した入札書
 - (8) 入札時刻に遅れてした入札又は郵便入札の場合に、定められた日時までに指定された場所に到達しなかった入札書
 - (9) 入札書に添付して内訳書を提出することが求められている場合にあっては、未提出である者又は提出された内訳書に不備があると認められる者のした入札書
 - (10) 明らかに連合によると認められる入札書
 - (11) 同一事項の入札について、入札者が2通以上なした入札書
 - (12) 入札保証金（その納付に代え予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第78条に基づき提供される担保を含む。以下同じ。）の納付が必要な場合において、同保証金の納付がないか、又はその納付金額が不足しているとき。
 - (13) 国を被保険者とする入札保証保険契約の締結により入札保証金が免除される場合において、当該入札保証保険証券の提出がないか、又はその保険金額が不足しているとき。
 - (14) 入札保証金又は入札保証保険証券が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
 - (15) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。
 - (16) その他入札に関する条件に違反した入札
- 10 一旦提出した入札書は、その理由のいかんにかかわらず引換、変更又は取消をすることができない。
- 11 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しない。
また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても受理しない。
- 12 開札は入札者の面前で行う。
但し、入札者が出席しないときは、入札事務に関係のない職員が立ち会って行う。
- 13 開札の結果、予定価格に達する者がいないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。
その場合、無効の入札をした者は参加することができない。
- 14 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札については、低入札価格調査制度があり、次による。
- (1) 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札において、落札となるべき者の入札価格によっては、落札の決定を保留し、調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不適當であると認められるときは、最低額の入札者であっても落札者とならない場合がある。
 - (2) (1)の当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがある入札又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがある入札を行った者は、当発注機関の調査に協力しなければならない。
 - (3) (1)により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができ

ない。

(4) (1)の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知する。

15 落札となるべき同価格の入札をした者(総合評価落札方式による一般競争入札の場合にあっては、総合評価点が最高であった者)が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定する。

なお、この場合、同価格の入札をした者のうち、当該入札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定する。

16 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとする。

17 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額(入札書に記載した金額の100分の110に相当する金額)の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

18 入札者が連合し又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めるときは、入札の執行を中止する。

19 入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。

20 このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。但し、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

業務請負契約書

1. 請負業務名 令和7年度石川森林管理署庁舎清掃等業務
2. 作業場所 石川森林管理署
3. 請負金額 ￥ , . —
(うち消費税及び地方消費税の額 ￥ , . —)
各月の請負金額は別紙1月別内訳書のとおり
4. 契約期間 令和7年4月 1日
令和8年3月31日
5. 契約保証金 免除
6. 特約条項 暴力団排除に関する特約条項は別紙2のとおりとする。

上記のとおり契約することについて、発注者を甲とし、受注者を乙として、下記条項によって業務請負契約を締結することとしたので、その成立を証するため本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者（甲）（住所） 石川県金沢市朝霧台2-21

（氏名） 分任支出負担行為担当官

石川森林管理署

印

受注者（乙）（住所）

（氏名）

印

条 項

(総則)

第1条 甲及び乙は、標記業務の請負契約に関し、この契約書に定めるもののほか、別紙3の仕様書に基づき実施しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙はこの契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。

但し、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(業務主任等の届出)

第3条 乙は、契約締結の日から3日以内に業務の管理を行う業務主任者及び作業員を定め、書面により甲に通知しなければならない。業務主任者又は作業員を異動させた場合もまた同様とする。

(身元保証等)

第4条 乙は、業務主任者及び作業員について、その身元の保証並びに規律の保持及び衛生の管理に関し、一切の責任を負うものとする。

(秘密の保持)

第5条 乙は、業務履行にあたって知り得た発注者の業務上の秘密を漏らし又は他の目的に使用してはならない。

(施設等の使用)

第6条 甲は、業務履行に必要な、電気、水道及びガスに係る設備或いは施設を乙に無料で使用させるものとする。

(機械、器具等の負担)

第7条 この契約に要する機械、器具その他材料は、次に掲げるものを除き乙の負担とする。

(1) 前条における電気、水道水及びガス

(2) トイレットペーパー、石鹼及び石鹼水あるいは手洗用洗剤、ごみ袋

(管理の責任)

第8条 乙は、清掃作業等の実行にあたり、庁舎及び甲の機械、器具その他の物品を汚損、毀損又は亡失しないよう適正な使用・管理をしなければならない。

2 乙は、自己の責に帰する事由により前項の損害を生じたときは、自己の負担において洗浄若しくは修復をなし又は弁償金として甲の認定する金額を甲の指定する期間内に甲に納付しなければならない。

3 乙は、乙の作業従事者が第三者に損害を及ぼしたときはその損害の責を負わなければならない。

(天災その他不可抗力による納付期限の延長)

第9条 乙は、天災その他不可抗力により作業期限内に作業が完了できないときは、その事由を詳記し所轄官公署の証明書を添付して甲に作業期限の延長を請求することができる。

2 前項の請求について甲が正当と認めるときは、作業期限を延長することができる。

(検査)

第10条 乙は、第1条に規定する作業を終了したときは、その都度甲の検査を受けなけれ

ばならない。

- 2 乙は、前項の検査の結果不合格箇所があったときは、速やかに再度清掃して検査を受けるものとする。
- 3 甲は、第1項あるいは第2項の検査の結果、合格と認めたときは、乙が作成する清掃等作業実施報告書を確認するものとする。

(検査不合格の場合の措置)

第11条 乙は、前条の検査の結果不合格のものがあったときは、作業期限内または甲が別に指定する期限内に検査を受けるものとする。

- 2 前項の場合における検査については、前条の規定を準用する。
- 3 第1項の場合における作業が当初の作業期限をこえてなされたときは、甲は、第13条に規定する違約金を徴収する。

但し、甲が前条の検査を終了した日が同条に規定する検査期限をこえているときは、そのこえた日数は、違約金算定の日数に算入しない。

(代金の支払)

第12条 乙は、毎月1回所定の手続きに従って前月分の検査に合格した請負代金（以下「代金」という。）の支払を請求するものとする。

- 2 乙は、前項の支払請求書を提出するときは、第10条第3項に規定する甲が確認した清掃等作業実施報告書を添付しなければならない。
- 3 甲は、第1項の支払請求書を受領したときは、その日から30日（以下「約定期間」という。）以内に乙に代金を支払わなければならない。
- 4 前項の規定による代金は、近畿中国森林管理局で支払うものとする。
- 5 甲は、甲の責に帰すべき理由により約定期間内に代金を支払わないときは、約定期間満了の日の翌日から支払する日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払うものとする。

但し、遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払いを要しないものとする。

(履行遅滞における違約金)

第13条 乙は、自己の責に帰する事由により第1条に規定する作業のうち日常清掃についてその作業を怠ったときは、作業不履行における1日当たりの請負金額として、本契約における請負金額のうち日常清掃分の総額を総作業日数で除した日割り計算により算出した請負金額を、該当月の代金から控除する。

- 2 乙が自己の責に帰する事由により、第1条に規定する作業のうち定期清掃について、甲の指定する月内に作業が完了しないときは、甲は、本契約における当該定期清掃の請負金額につき、甲の指定する月の末日の翌日から起算して定期清掃を終了した日までの日数に応じ、年3%の割合で計算した額を違約金として甲の指定する期限内に甲に納付しなければならない。
- 3 甲は、乙が納入期限までに義務を履行しなかったことにより生じた直接及び間接の損害について、乙に対してその賠償を請求することができる。

(検査の遅延)

第14条 甲は、自己の責に帰する事由により第10条（第11条第2項において準用する場

合を含む。)に規定する期間内に検査をしないときは、その期間満了の日の翌日から検査をした日までの日数(以下「検査遅延日数」という。)を約定期間の日数から差し引くものとする。

- 2 検査遅延日数が約定期間の日数をこえるときは、約定期間は満了したものと見なし、甲はそのこえる日数に応じ、第12条第5項に規定する遅延利息を乙に支払うものとする。

(仕様書の変更)

第15条 甲は、必要があると認めるときは、変更内容を乙に通知して、仕様書を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは作業期間若しくは契約金額を変更し又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第16条 甲は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を乙に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

- 2 甲は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、作業期間若しくは契約金額を変更し又は乙が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第17条 契約の種類又は品質に関して契約の内容に適合しない状態(以下「契約不適合」という。)がある場合は、甲は自らの選択により、乙に対しその修補、代替品の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完(以下「履行の追完」という。)を請求することができる。

但し、乙は、甲に不相当な負担を課するものではないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

- 2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

但し、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前三号に掲げる場合のほか、甲がこの項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 3 甲は第1項に規定する契約不適合により生じた直接及び間接の損害について、乙に対してその賠償を請求することができる。
 - 4 甲は、契約不適合が発見された場合は、発見後1年以内に乙に対して通知するものとする。

5 履行の追完に必要な一切の費用は、乙の負担とする。

(発注者の催告による解除権)

第 18 条 甲は下記各号のいずれかに該当する場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

但し、その期間を経過したときにおける債務の不履行がその契約および取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 乙が契約上の義務を履行しないとき又は乙が契約を履行する見込みがないと甲が認めたとき。
- (2) 第 10 条による検査に合格しなかったとき。
- (3) 第 17 条第 1 項で規定する契約不適合が重大と認める場合又は乙が同項に規定する甲の請求に応じないとき。
- (4) 前三号に定めるもののほか、乙がこの契約のいずれかの条項に違反したとき。
- (5) この契約の履行に関し、乙に不正又は不誠実な行為があったと甲が認めたとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第 19 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の解除をすることができる。

- (1) 債務の全部の履行が不能であるとき。
- (2) 乙がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 乙に破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがあるなど、経営状態が著しく不健全と認められるとき。
- (6) 乙が、制限行為能力者となり又は居所不明になったとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

2 次に掲げる場合には、甲は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部を解除することができる。

- (1) 債務の一部の履行が不能であるとき。
- (2) 乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(発注者の責に帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 20 条 債務の不履行が甲の責に帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の任意解除権)

第 21 条 甲は、第 18 条又は第 19 条に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合

は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 甲は前項の規定により契約を解除した場合において、これにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の催告による解除権)

第 22 条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

但し、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第 23 条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 1 第 15 条の規定により仕様書が変更されたため契約金額が 3 分の 2 以上減少したとき。
- 2 第 16 条の規定による業務の中止期間が契約期間の 10 分の 5 (契約期間の 10 分の 5 が 6 月を超えるときは、6 月) を超えたとき。
但し、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責に帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 24 条 第 22 条又は前条各号に定める場合が乙の責に帰すべき事由によるものであるときは、乙は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の損害賠償請求等)

第 25 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。
 - (2) この契約の成果物に契約不適合があるとき。
 - (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、前項の損害賠償に代えて、甲は乙に対し、違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する額を請求することができる。
 - (1) 第 18 条又は第 19 条の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 乙がその債務の履行を拒否し又は乙の責に帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合
 - 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。
 - (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法 (平成 16 年法律第 75 号) の規定により選任された破産管財人
 - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) の規定により選任された管財人
 - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) の規定により選任された再生債務者等

(延滞金)

第26条 乙は、この契約により甲に支払うべき債務が生じた場合において、その債務額を甲の指定する期限内に甲に納付しないときは、指定期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、債務額に対して年利3%の割合で計算した額を延滞金として併せて甲に納付しなければならない。

但し、延滞金の額が100円未満であるときはこの限りでない。

(債権債務の相殺)

第27条 甲は、この契約により乙から甲に支払うべき債務が生じたときは、代金と相殺することができる。

(談合等の不正行為に係る解除)

第28条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条若しくは第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない

(談合等の不正行為に係る違約金)

第29条 乙は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し且つ次の各号のいずれかに該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
- (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(受注者の損害賠償請求等)

第30条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。

但し、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責に帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第22条又は第23条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

(紛争の解決)

第31条 この契約の条項の解釈について疑義紛争が生じたときは、甲乙協議のうえ解決するものとする。

(契約外の事項)

第32条 甲、乙双方は信義をもって誠実にこの契約を履行するものとし、この契約の履行について甲、乙間の紛争を生じたとき、及びこの契約に規定のない事項については、甲、乙協議して決定する。

以 上

別紙 1

月 別 内 訳 書

(消費税及び地方消費税を含む)

期 間	金 額	内 訳	
		日常清掃	定期清掃
4 月分			
5 月分			
6 月分			
7 月分			
8 月分			
9 月分			
10 月分			
11 月分			
12 月分			
1 月分			
2 月分			
3 月分			
計			

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲(発注者をいう。以下同じ。)は、乙(契約の相手方をいう。以下同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し且つ将来にわたっても該当しないことを確約する。

(損害賠償)

第4条 甲は、第1条及び第2条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第1条及び第2条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第5条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

仕 様 書

乙は、別表の「清掃等作業内訳」に従い次に定める要領によって、清掃及び湯茶の供給を行うものとする。

作 業 要 領

I 業務実施時間

業務実施時間は原則通常開庁日の7時00分～11時00分までの間とし、石川森林管理署の業務に支障をきたさないよう配慮しなければならない。

但し、月曜日（月曜日が休日の場合はその翌日とする。）については、給茶器清掃等のため6時30分～7時00時までを上記作業時間に加えるものとする。

II 基本事項

- (1) 業務の実施に当たっては、庁舎内外の良好な環境衛生の維持等に十分配慮するとともに、甲の執務に支障のないよう実施すること。
- (2) 別表の「清掃等作業内訳」及びこの要領に示す業務の処理に必要なとなる適正な数の作業員を配置すること。
また、作業員には清潔かつ端正な服装をさせるとともに、来庁者等に接する場合の言動等について十分留意するよう指導監督すること。
- (3) 清掃機材及び器具等の善良な使用とその整理整頓、並びに火災防止に努め作業を行うものとする。
- (4) 借用した鍵は慎重に取扱い、作業を遂行するために必要な時間と場所に限り使用し、契約期間満了日の作業終了後に返却すること。
- (5) 業務実施中、次の場合は直ちに甲に報告すること。
ア 庁舎等施設及び備品等の破損箇所を発見したとき。
イ 臨時に新たな清掃が必要となった場合。
- (6) 作業員が急遽自己の責に帰する事由により業務を実施することが困難となった場合には、業務主任者の責任において業務を行うこと。

III 報告等

契約に基づいて次の書類を作成し、甲に提出すること。

- (1) 契約条項第3条に基づく業務主任者及び作業員を定めた書類
- (2) 契約条項第10条第3項に基づく清掃等作業実施報告書
毎月、請求時に合わせて提出すること。

IV 日常清掃

1 事務室、署長室、金沢森林事務所

- (1) 床は、箒または電気掃除機で塵埃を除去する。この場合汚れのひどい箇所について

は雑巾等で水拭きをする。

- (2) 机、椅子及び書庫等の調度品類は、ハタキで塵埃を除去し、雑巾で水拭きする。
- (3) ブラインドは、開放する。

2 ホール、PRコーナー、事務通路、廊下、階段、通路、風除室、ポーチ

- (1) 床は、箒または電気掃除機で塵埃を除去する。この場合汚れのひどい箇所については雑巾等で水拭きをする。
- (2) 床のマットは、柄付ブラシで塵埃を除去し適宜モップ等で水拭きをする。
- (3) 調度品類は、ハタキで塵埃を除去し雑巾で水拭きする。
- (4) 扉は、汚れた部分を雑巾等で拭く。

3 男子便所、女子便所、多目的便所

- (1) 床は、箒で塵埃を除去しモップ等で水拭きする。
- (2) タイル壁は、雑巾で水拭きする。
- (3) 便器は、常に糞便等の付着がないように、適宜洗剤等で汚れを除去する。
- (4) 汚物箱内の汚物は、適宜除去する。
- (5) トイレットペーパーは、常に不足のないよう補充する。

4 湯沸室

- (1) 床は、箒または電気掃除機で塵埃を除去する。この場合汚れのひどい箇所については雑巾等で水拭きをする。
- (2) 流し台は、適宜洗浄し布巾で水拭きする。
- (3) 湯沸室の調度品類は、布巾で水拭きする。
- (4) 作業終了後は、給湯器のスイッチ、ガスの元栓等確認したうえで退庁する。

5 湯茶供給等

- (1) 給茶器への水の供給は、1日1回以上とする。
- (2) 給茶器の茶葉は、残量を確認し適宜補充する。
- (3) 女子休憩室備え付けのポットに湯を供給し、給茶セットを準備する。
- (4) 事務室備え付けのポットに湯を供給する。
- (5) 茶殻は、水切りをして屑物容器に入れておき、決められた日に指定の場所に出す。
- (6) 湯呑み等は、毎日洗剤で洗い、指定の場所に置く。
- (7) 7～9月については、冷茶用ポットを用いて水出し等により麦茶を準備すること。

6 ゴミの収集等

- (1) 事務室、署長室、金沢森林事務所、湯沸室に設置の屑かごのゴミ、事務室に集積の新聞紙等は、それぞれ可燃物、不燃物等に分別しゴミ袋等に収集し、指定の場所に集積する。
- (2) 紙屑等収集後の屑かごは、元の位置に置く。

7 門扉、玄関及び勝手口の解錠等

作業開始前に門扉の鍵を開け開放し、庁舎の玄関及び勝手口の鍵を開ける。

V 特別清掃

1 事務室、署長室、事務通路、金沢森林事務所、ホール、PRコーナー、会議室、廊下、階段床は、モップ等で塵埃を除去し、表面洗浄を行い、水拭きと乾拭きをし、ワックス等で艶だしをする。

2 会議室

(1) 床は、箒または電気掃除機で塵埃を除去する。この場合汚れのひどい箇所については雑巾等で水拭きをする。

(2) 机、椅子等の調度品類は、ハタキで塵埃を除去し、雑巾で水拭きする。

3 男子休憩室、女子休憩室、男子更衣室

(1) 床及び畳は、箒または電気掃除機で塵埃を除去する。

(2) ロッカー等の調度品類は、ハタキで塵埃を除去する。

4 掲示板

掲示板は、ガラス及び枠部を雑巾で水拭きする。

5 駐車場等

駐車場、植込等外回りは、塵埃、紙屑、落葉等を拾い掃きし、それぞれ可燃物、不燃物等に分別しゴミ袋に収納し、指定の場所に集積する。

6 給茶器

給茶器は、週1回、水をすべて抜き、給茶部分等を取り外し、適宜洗浄する等手入清掃する。

7 冷茶用ポット

7月から9月の期間は、冷茶用ポットに水と麦茶パックを入れ、水出し等により冷蔵庫で冷やした麦茶を供給する。空になった冷茶用ポットは湯呑と同様に毎日洗剤で洗うこと。

8 窓ガラス

石鹼水等を塗布し、スクイージーで拭き取る。

9 エアコン

フィルターを取り外し、塵埃を掃除機等で除去する。

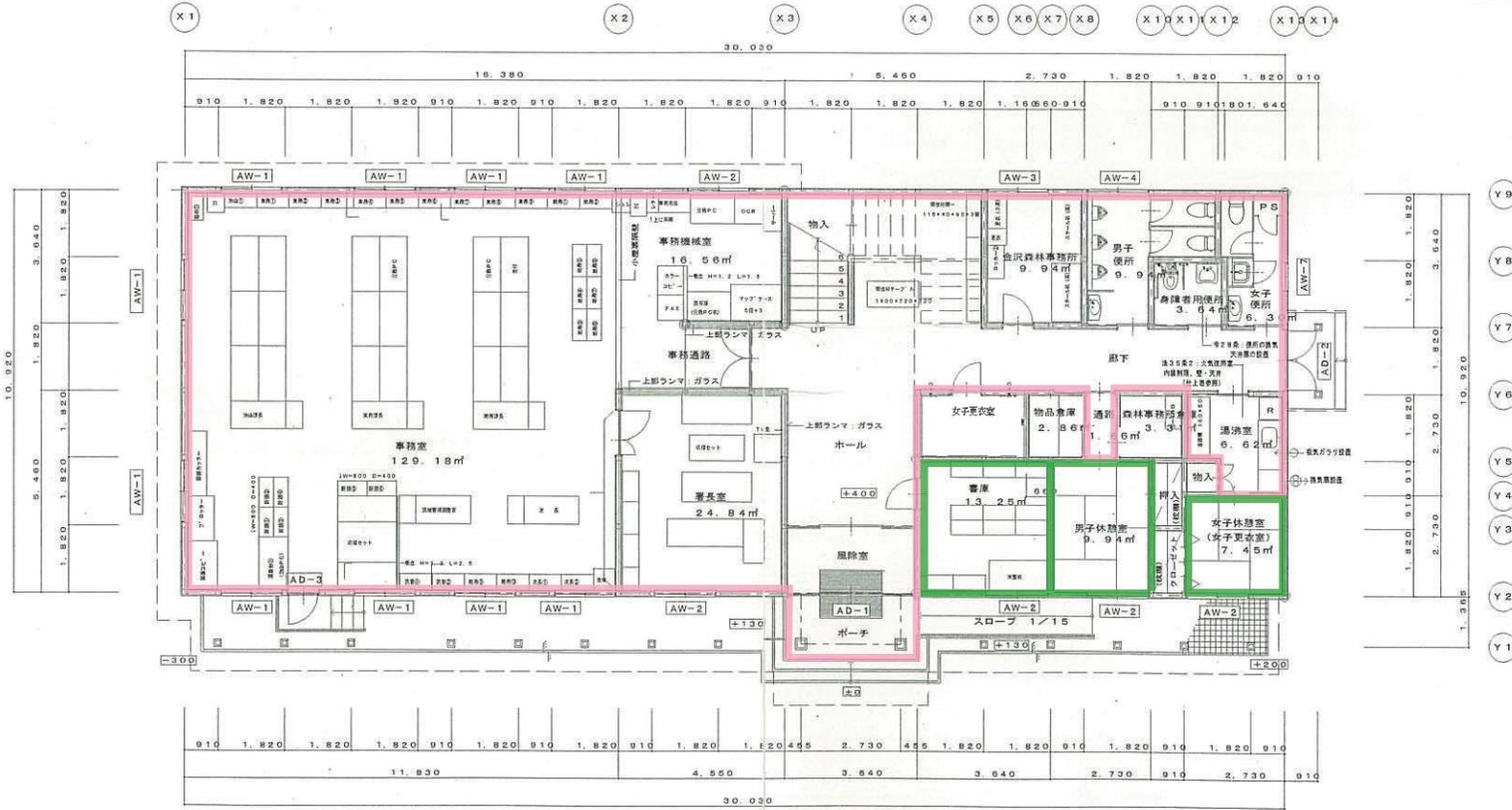
別表

清掃等作業内訳書

清掃場所等	面積等	施行回数	備考
(日常清掃)	(㎡)	(回)	
事務室	129.18	242	毎日(但し、土、日曜日その他の休日を除く)
事務機械室	16.56	242	〃
署長室	24.84	242	〃
金沢森林事務所	9.94	242	〃
ホール	13.25	242	〃
P Rコーナー	13.25	242	〃
事務通路	6.62	242	〃
廊下(1F)	26.5	242	〃
廊下(2F)	11.59	242	〃
階段(1F)	6.62	242	〃
階段(2F)	9.93	242	〃
通路	1.66	242	〃
風除室	6.62	242	〃
男性子トイレ	9.94	242	〃
女性トイレ	6.3	242	〃
多目的トイレ	3.64	242	〃
湯沸室	6.62	242	〃
ポーチ	6.62	242	〃
ゴミ収集(運搬・分別・梱包)	309.68	242	〃
湯茶供給等	給茶機1 ポット3	242	〃
門扉等の解錠	1式	242	〃
(特別清掃)	(㎡)	(回)	
会議室	54.65	52	週1回 原則金曜日 但し金曜日が休日の場合はその前日
休憩室	9.94	52	〃
女性休憩室	7.45	52	〃
男性更衣室	8.12	52	〃
書庫(1F)	13.25	52	〃
書庫(2F)	21.69	52	〃
ゴミ収集(運搬・分別・梱包)	115.10	52	〃
駐車場・植込等外回り	967.99	52	〃
掲示板	1.69	52	〃
床面ワックス	313.00	2	年2回(6月、12月)
窓ガラス	60.23	4	年4回(5月、9月、12月、3月)
給茶機	1式	52	週1回 原則月曜日 但し月曜日が休日の場合はその翌日
冷茶供給	冷茶用 ポット3	62	7中～9月末頃 毎日 但し土・日曜日その他の休日を除く
エアコン	8.00	6	2ヶ月に1回(奇数月)
有害虫等駆除	1式	2	期間中2回(6月・10月頃 生息調査期間を含む。)

※その他の休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)により定められた日のほか、12月29日～12月31日及び翌年1月2日～1月3日までの間とする。

庁舎清掃箇所位置図

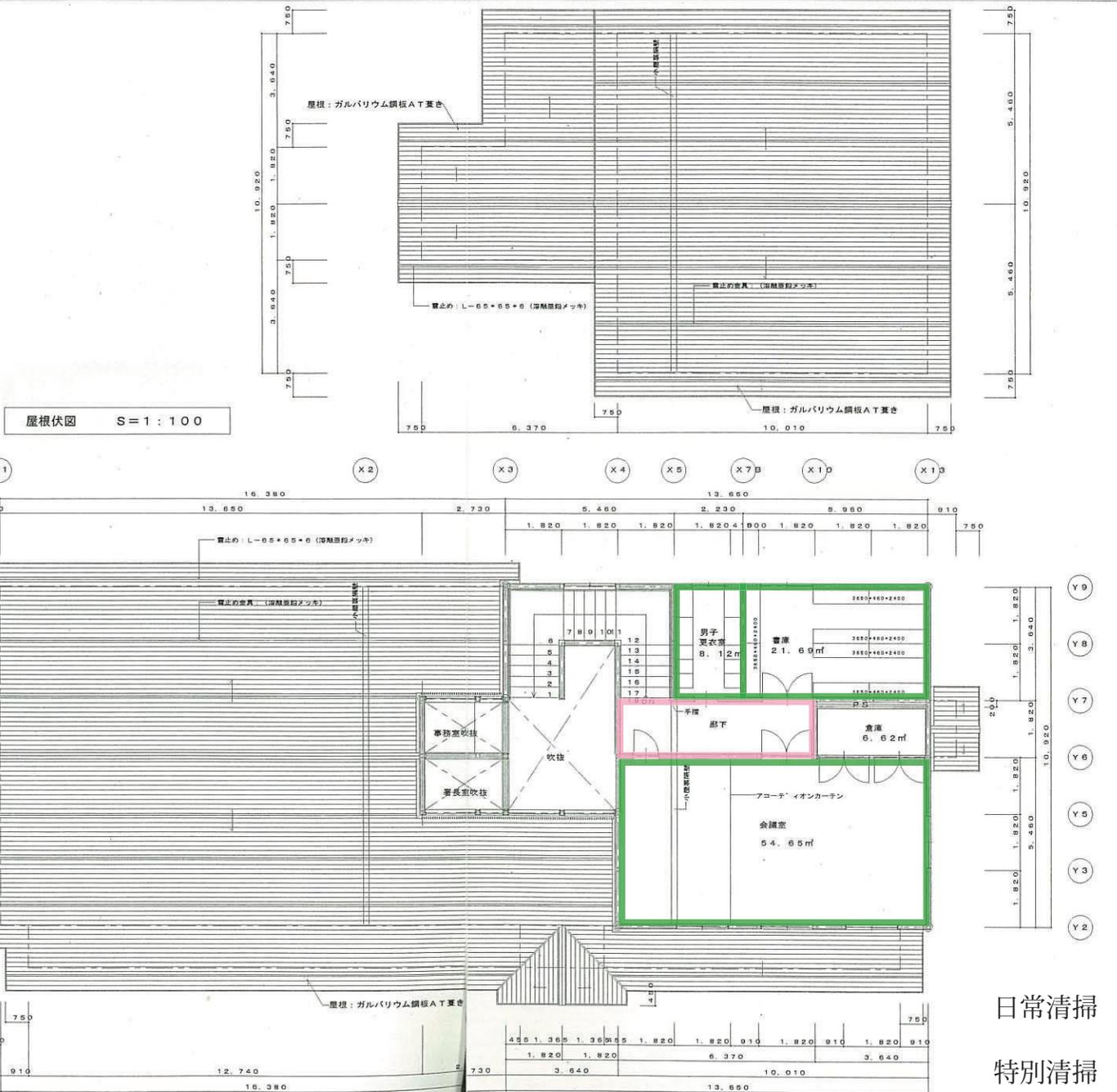


1階 平面図

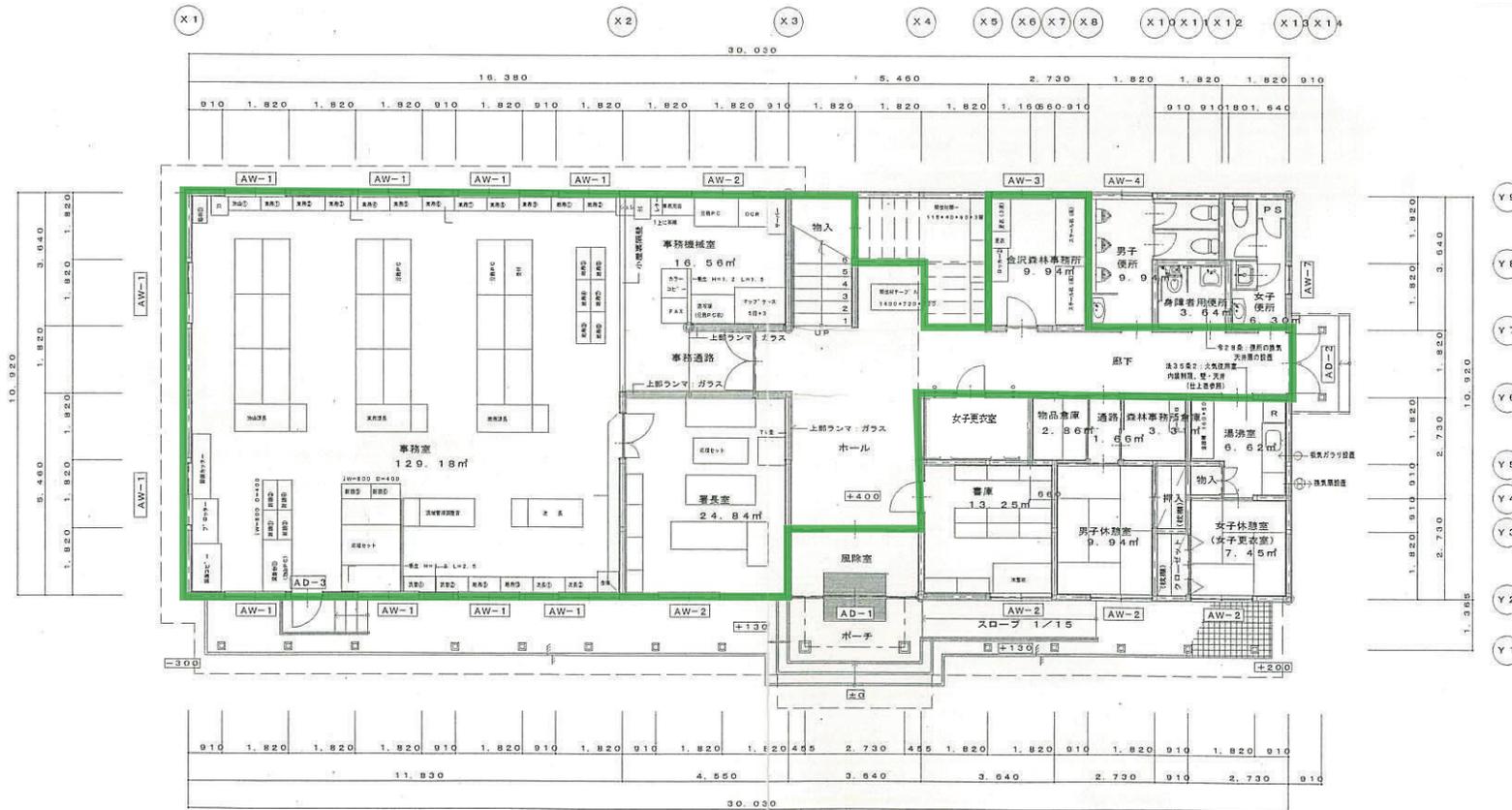
1階床面積 327.93㎡
 2階床面積 119.25㎡
 延べ床面積 447.18㎡

日常清掃
 特別清掃

庁舎清掃箇所位置図



庁舎清掃箇所位置図 (床面清掃・ワックス)



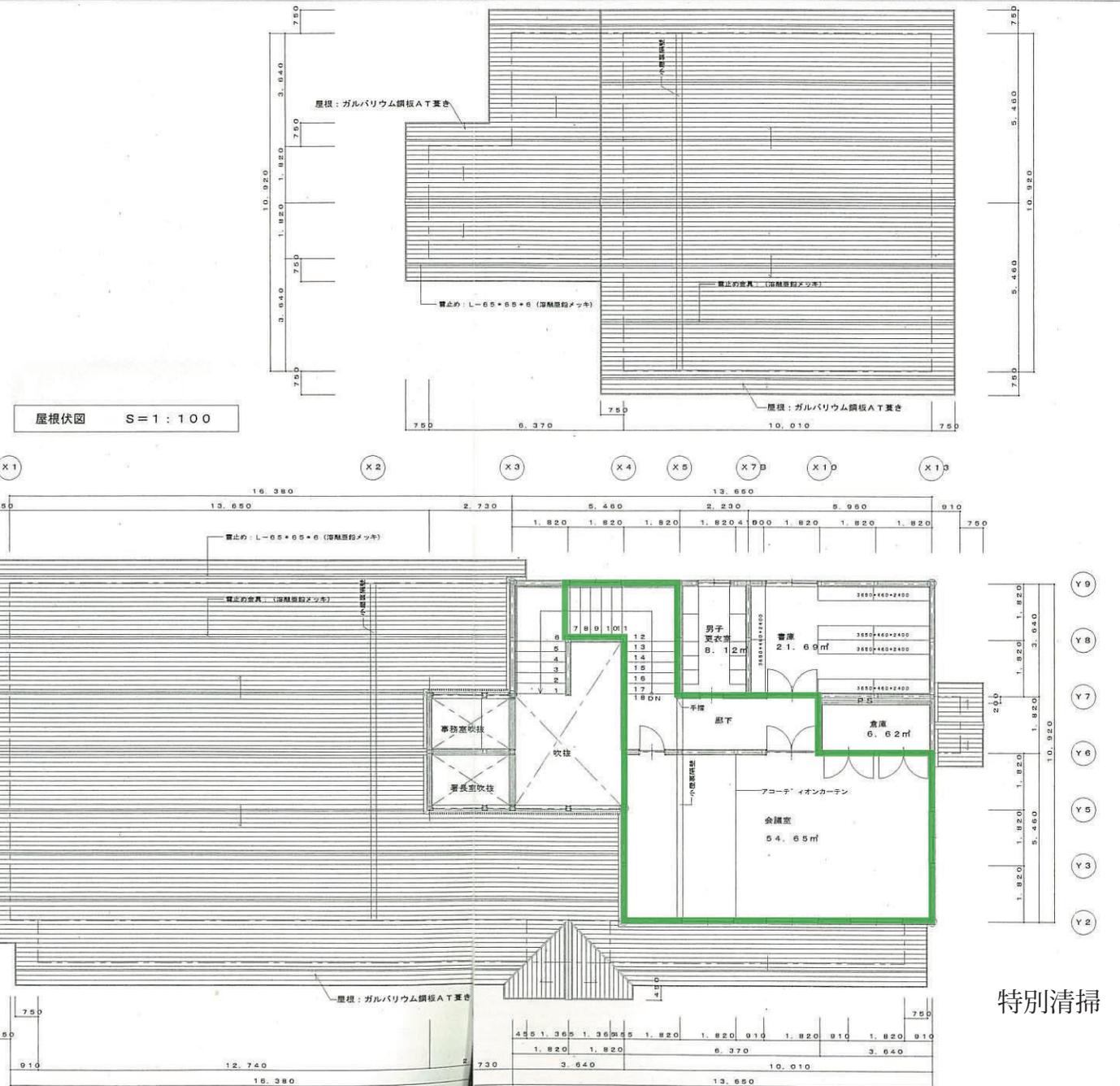
1階 平面図

1階床面積	327.93㎡
2階床面積	119.25㎡
延べ床面積	447.18㎡

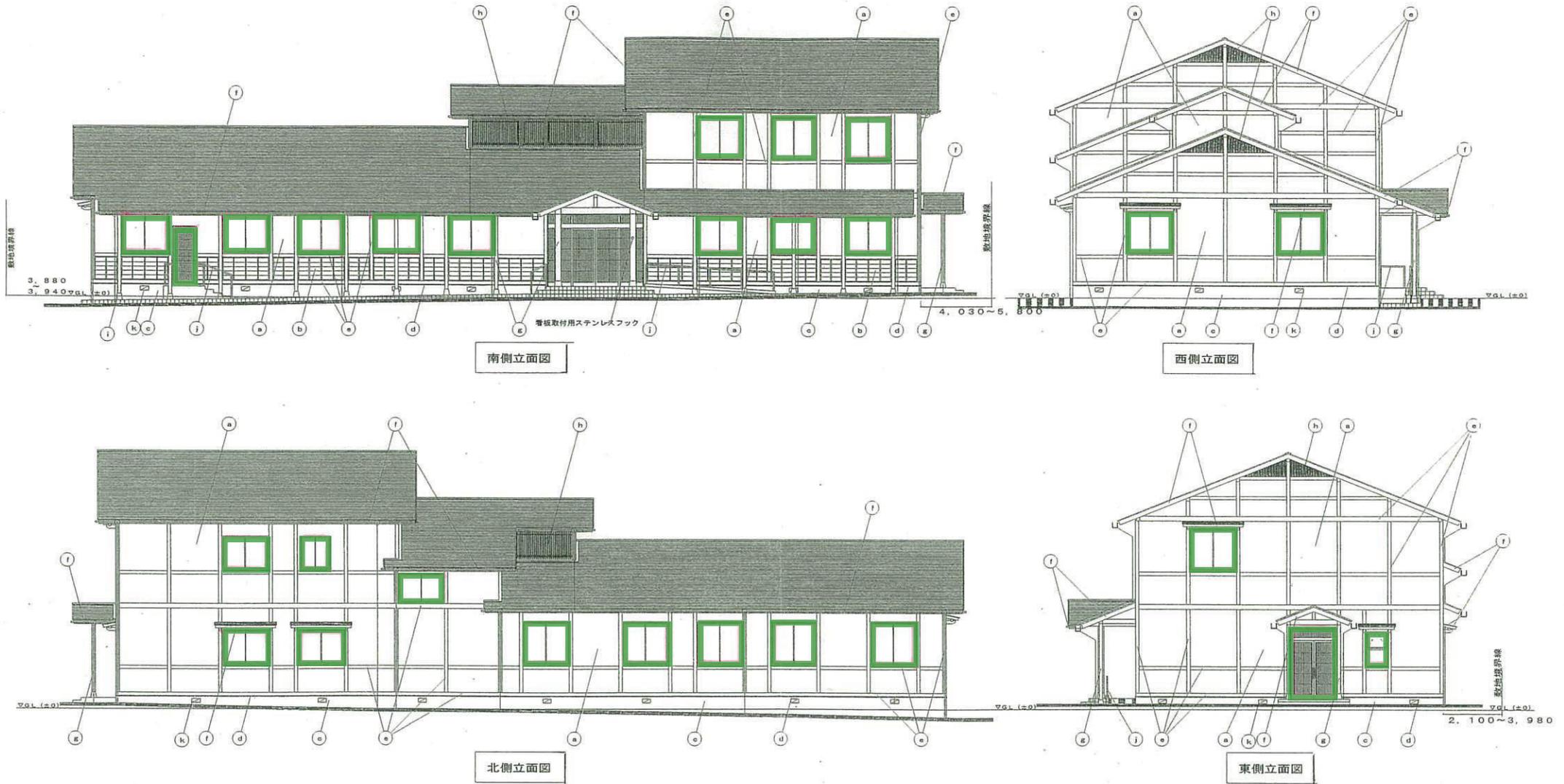
特別清掃



庁舎清掃箇所位置図 (床面清掃・ワックス)

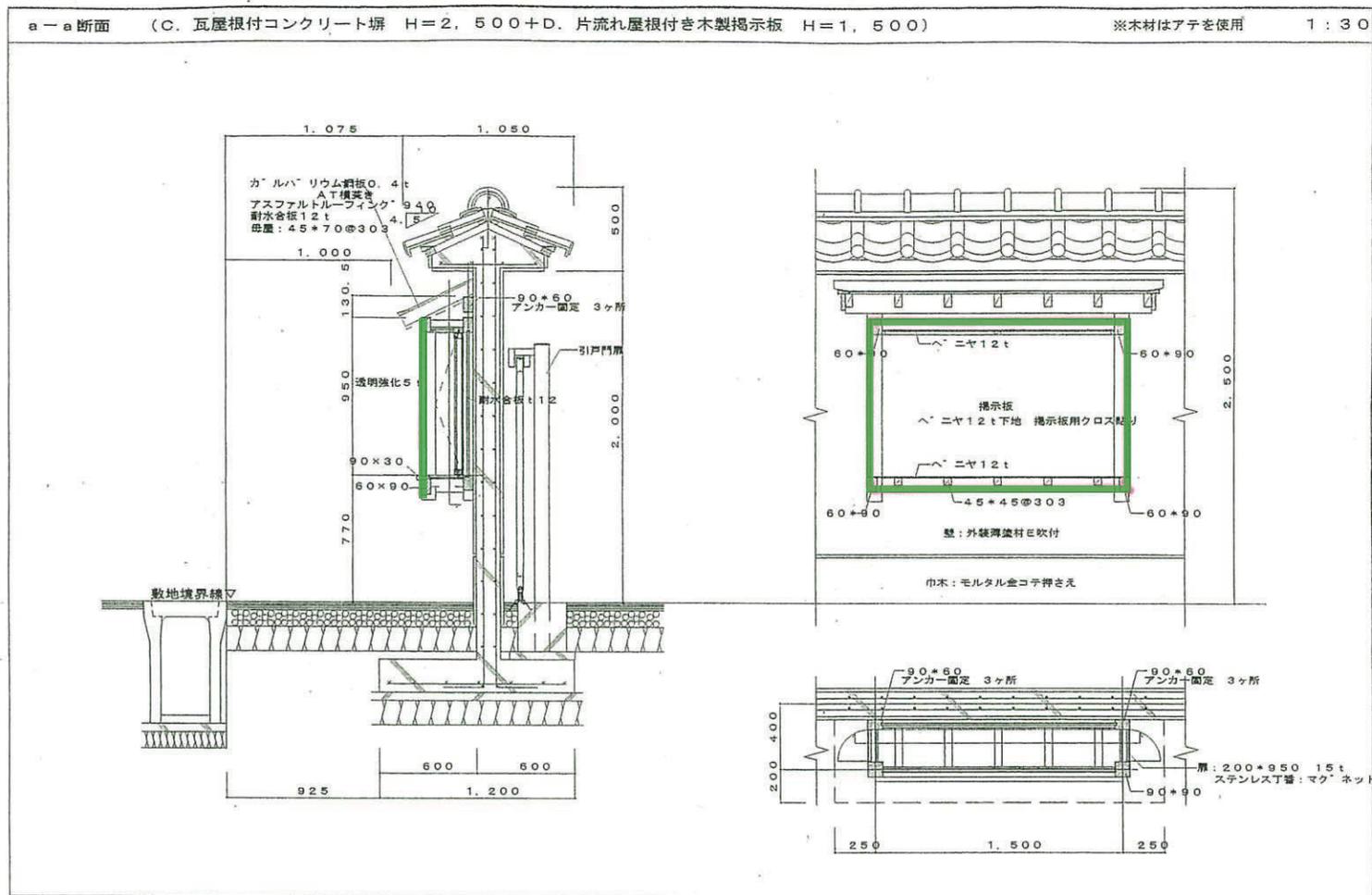


庁舎清掃箇所位置図 (窓ガラス清掃)



特別清掃

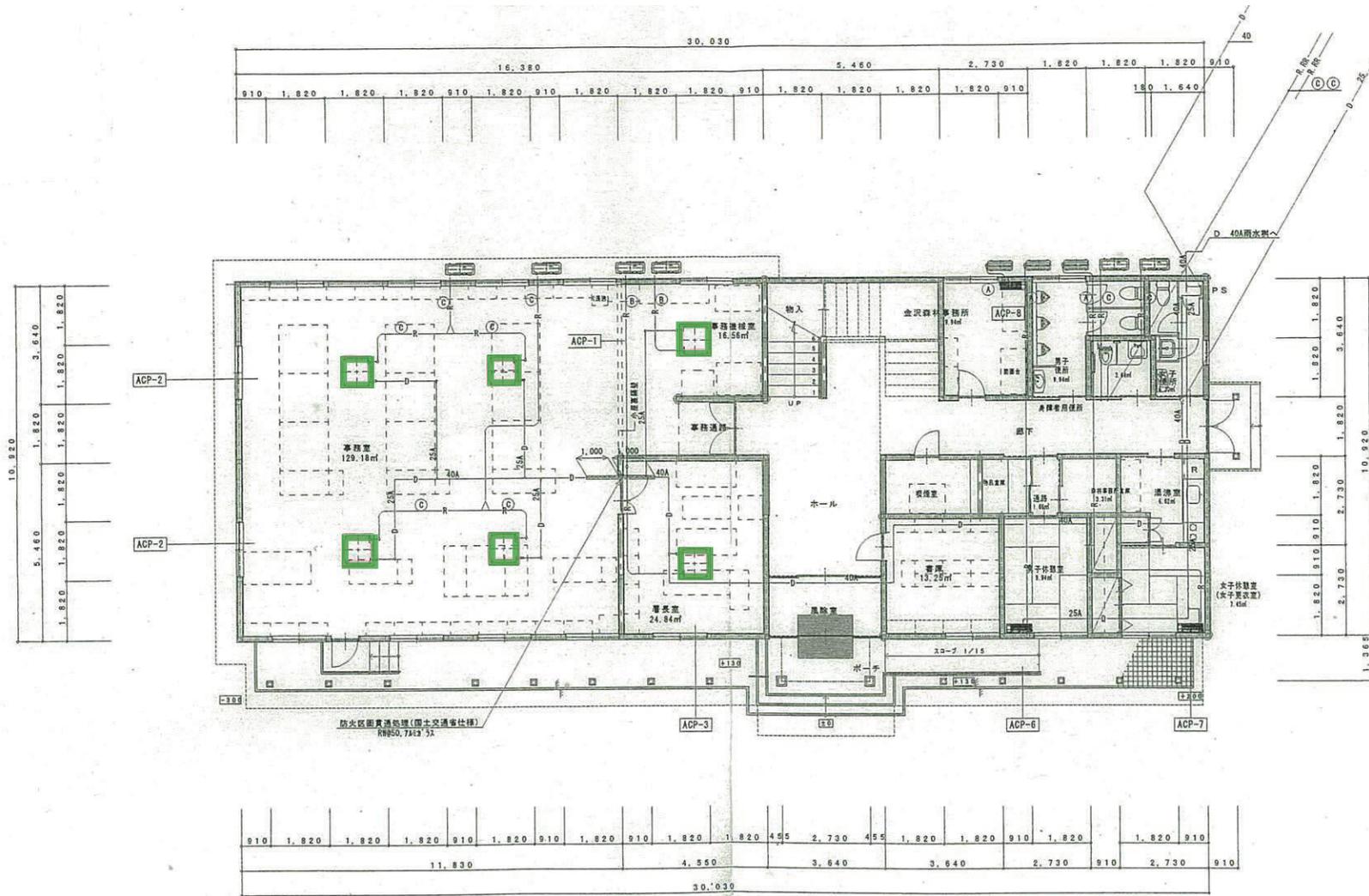
庁舎清掃箇所位置図 (掲示板)



特別清掃



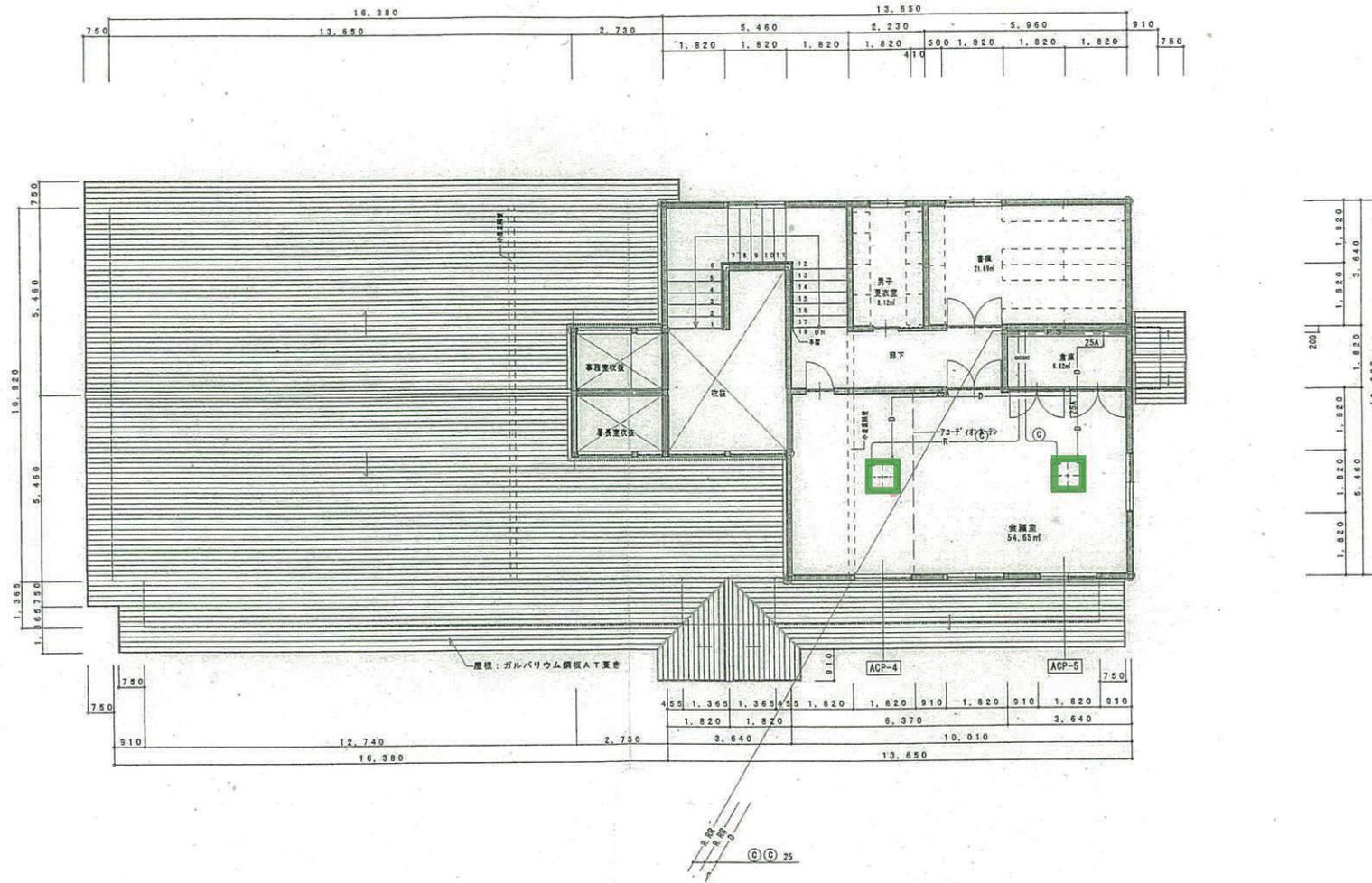
庁舎清掃箇所位置図 (エアコン)



特別清掃



庁舎清掃箇所位置図 (エアコン)



特別清掃



業 務 実 績 書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
石川森林管理署長 川崎 秀親 殿

住所
社名
氏名

令和7年3月13日入札の令和7年度石川森林管理署庁舎清掃等業務における資格要件となる業務実績を下記のとおり提出します。

記

- 1 契約相手方住所
- 2 契約相手方氏名
- 3 契約履行名称
- 4 契約履行場所
- 5 契約期間
- 6 添付書類 契約書（写）、資格審査結果通知書（写）

入札書

物件の名称 令和7年度石川森林管理署庁舎清掃等業務

入札金額		億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

ただし、上記金額は、入札金額内訳書で見積もった契約金額の110分の100に相当する金額であるので、契約金額は上記金額に上記金額の10%を加算した金額となること及び入札者注意書、契約条項、仕様書、その他関係事項一切を承知の上、入札いたします。

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
石川森林管理署長 川崎 秀親 殿

入札者
住所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

物件の名称 令和7年度石川森林管理署庁舎清掃等業務

入札金額内訳書

(消費税及び地方消費税を含まない)

期間	金額	内訳	
		日常清掃	定期清掃
4月分			
5月分			
6月分			
7月分			
8月分			
9月分			
10月分			
11月分			
12月分			
1月分			
2月分			
3月分			
計			

委任状

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
石川森林管理署長 川崎 秀親 殿

委任者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

私は、都合により
下記の入札に関する一切の権限を委任します。

を代理人と定め、

記

- 1 物件の名称 令和7年度石川森林管理署庁舎清掃等業務

入札辞退届

入札物件 令和7年度石川森林管理署庁舎清掃等業務

上記について、都合により入札を辞退します。

令和 年 月 日

住所

氏名

分任支出負担行為担当官

石川森林管理署長 川崎 秀親 殿